

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和8年6月25日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

(説明員) (給与局)

伊藤給与第二課長、川崎企画調整官

議 題

内閣官房における指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「内閣官房における指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

内閣官房における指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する
内閣総理大臣への意見の申出

令和8年6月25日
給 与 局

一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項では、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより決定するものとされている。

今般、内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局の総括事務局長に充てられる内閣審議官について、指定職7号俸を適用する旨の内容を盛り込んだ内閣総理大臣への意見の申出を行うこととする（別添 意見の申出（案））。

1 人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局について

本年2月、内閣官房において、「国民の受益と負担に深く関わる『給付付き税額控除』や『食料品の消費税率ゼロ』を含めた『社会保障と税の一体改革』について、国民の皆様にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進める」ことを趣旨として、「社会保障国民会議」が設置された。当会議は、本年夏前を目途に行われる中間とりまとめに向け、活発な議論が行われており（開催回数（本年5月末現在）：社会保障国民会議1回、給付付き税額控除等に関する実務者会議12回、有識者会議6回）、当該事務局は本年1月以降順次体制を拡充して対応している。

当該事務局の総括事務局長について、現在は非常勤職員（指定職7号俸相当）が充てられているが、中間とりまとめ以降、具体的な制度設計、法案提出、国会審議、早期の円滑な施行等が想定される。このため、関係府省、地方公共団体、経済団体等とのハイレベルな交渉・迅速な調整が必要となることから、次期異動にて、当該総括事務局長に常勤職員である内閣審議官を充てることとされている。

2 当該総括事務局長に充てられる内閣審議官の号俸について

当該総括事務局長は、各府省庁等の枠を超えた横断的調整の推進や関係省庁次官級との調整、総理や官房長官をはじめとする官邸幹部への説明等の重要な職務職責を担うこととなる。また、当該事務局の体制においては、総括事務局長は、内閣官房副長官補の下で、部下である局長級の内閣審議官の業務を取りまとめるなど極めて高いマネジメント能力が必要とされる。こうしたことから、当該総括事務局長に充てられる内閣審議官の号俸は指定職7号俸の格付け（次官級）とすることが適当と考えられる。

以 上

【参考】一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（抄）

第6条の2 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 （略）

(案)

令和8年6月〇〇日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する意見の申出

人事院は、「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定について（令和8年4月1日閣人行第54-1号）」の別表に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸に関し、人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長の官職に充てられた内閣審議官の号俸については、別紙の内容を踏まえて定められるよう、一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に意見を申し出ます。

府省 内閣

会 計	組 織	項	職 名	号俸 総数	8 号俸	7 号俸	6 号俸	5 号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸	1 号俸	
一般会計	内閣官房	内閣官房共通費	内閣総務官	1				内閣総務官					
			人事政策統括官	2				人事政策統括官2					
			国家情報局次長	1					国家情報局次長				
			内閣審議官	81		拉致問題対策本部事務局長、T P P 等・米国関税措置総合対策本部事務局首席交渉官、国土強靱化推進室次長、地域未来戦略本部事務局長及び人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	郵政民営化推進室長及び感染症危機管理統括審議官が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	内閣審議官74					
			内閣衛星情報センター所長	1			内閣衛星情報センター所長						
			内閣衛星情報センター次長	1					内閣衛星情報センター次長				
			内閣衛星情報センター部長	3							内閣衛星情報センター部長（管理、分析、技術）		
			計	90									
備考													
1 内閣審議官のうち45（令和8年4月1日から同月 7 日までは46）は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。													

会 計	組 織	項	職 名	号俸 総数	8 号俸	7 号俸	6 号俸	5 号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸	1 号俸
2 内閣審議官の職名に属する官職のうち、5号俸乃至1号俸とされている内閣審議官の「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）第1の1の通知に定める号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。 一 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 5号俸 二 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 4号俸 三 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 3号俸 四 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 2号俸 五 内閣審議官のうち、前各号に掲げるものの以外のもの 1号俸 3 内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、7号俸及び6号俸は、当該号俸の欄に掲げられている官職の他の官職の号俸として用いることはできない。また、内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、5号俸乃至1号俸は、他の職名に属する官職の号俸として用いることはできない。 4 「国家情報局次長」は、国家情報局設置の日に掲げられる。 5 令和8年4月1日から同月7日までは、「内閣審議官」の総数欄には「80」が、7号俸欄には「拉致問題対策本部事務局長、T P P等・米国関税措置総合対策本部事務局首席交渉官、国土強靱化推進室次長及び地域未来戦略本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が、5号俸乃至1号俸欄には「内閣審議官74」が掲げられているものとする。 6 令和8年4月8日から国家情報局設置の日（以下「設置日」という。）又は人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長に内閣審議官が充てられる日（以下「特定日」という。）のいずれか早い日の前日までは、「内閣審議官」の総数欄には「82」が、7号俸欄には「拉致問題対策本部事務局長、T P P等・米国関税措置総合対策本部事務局首席交渉官、国土強靱化推進室次長及び地域未来戦略本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が、5号俸乃至1号俸欄には「内閣審議官76」が掲げられているものとする。 7 設置日が特定日前の場合には、設置日から特定日の前日までは、「内閣審議官」の7号俸欄には「拉致問題対策本部事務局長、T P P等・米国関税措置総合対策本部事務局首席交渉官、国土強靱化推進室次長及び地域未来戦略本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が、5号俸乃至1号俸欄には「内閣審議官75」が掲げられているものとし、設置日が特定日後の場合には、特定日から設置日の前日までは、「内閣審議官」の総数欄には「82」が、5号俸乃至1号俸欄には「内閣審議官75」が掲げられているものとする。												